

山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針改訂の概要

1 現行基本方針及び取組状況

【現行基本方針の概要（H26策定、H29改訂）】

<目的>

県民に対する行政サービスを将来にわたって維持向上していくため、経営的な視点に立って県有財産の総合的な管理・活用を図る。

<対象財産>

一般財産、インフラ資産、公営企業資産

<計画期間>

平成26年度～令和5年度（10年間）

<取組の3本柱>

- ① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減
- ② 県有財産の有効活用
- ③ 県有財産の総量縮小

【これまでの成果】

<目標指標① 歳入>

県有財産の売却、有効活用による歳入

⇒3億円/年

(単位：億円)

年度	H29	H30	R元	R2
歳入額	4.7	3.3	3.8	3.2
内訳	売却	3.1	1.8	2.2
	有効活用	1.6	1.5	1.6

<目標指標② トータルコスト>

一般財産施設に係る県民1人当たりの負担額

⇒平成25年度(15,900円)以下を維持

(単位：円)

年度	H29	H30	R元	R2
負担額	14,800	15,500	15,100	15,700

○一般財産における総量縮小の状況（各年度末）

区分	H28 (前回改訂)	R2	増減
土地面積	約2,076万㎡	約2,068万㎡	△8万㎡
延床面積	約186万㎡	約185万㎡	△1万㎡

○個別施設毎の長寿命化計画の策定状況（38計画）

一般財産 公共施設、学校施設など6計画
インフラ資産 道路管理施設、河川管理施設など26計画
公営企業資産、地方独立行政法人資産6計画

○日常の管理・保全業務の技術的サポート

一般財産（建物）における「日常点検管理の手引き」の作成

2 改訂の必要性と主なポイント

(1) 改訂の必要性

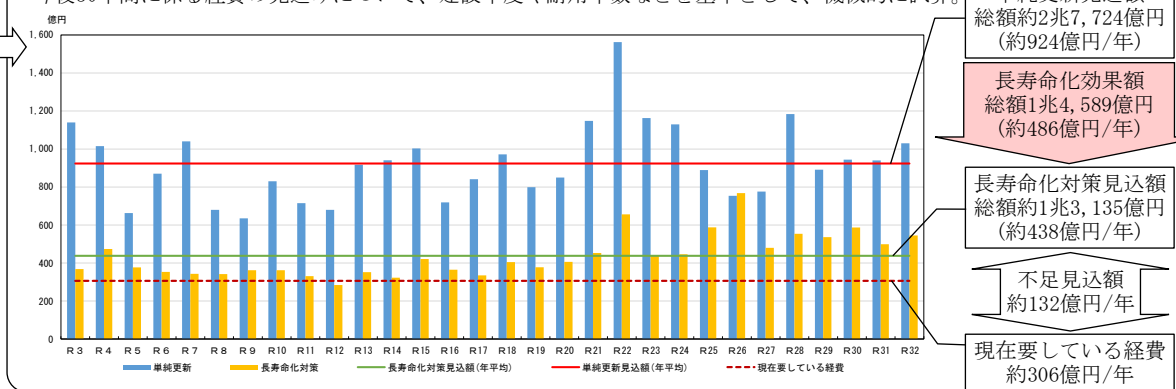
前回の改訂（H29）以降の、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定等の取組み状況や情勢変化を踏まえ、所要の見直しを行う。

(2) 主なポイント

- 今後30年間（R3～32）の県有施設の維持管理・更新等に係る経費を試算。
- 個別施設計画の策定を踏まえ、施設類型ごとに、今後の管理に関する基本的な方針等を記載。
- 県が設立団体となっている地方独立行政法人に係る資産を対象財産に追加。
- 県有施設の老朽化比率を示す、有形固定資産減価償却率^(※)の推移を明記。
(※) 償却資産（建物や工作物等）の取得価格等に対する減価償却累計額の割合であり、この比率が高いほど、耐用年数に近い資産が多いことを示す指標
- 山形県行財政改革推進プラン2021に合せ、基本方針の計画期間を1年延長。（令和6年度まで）

<県有施設の維持管理・更新等に係る経費の試算>

個別施設計画に基づき長寿命化対策を行った場合と、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の今後30年間に係る経費の見込みについて、建設年度や耐用年数などを基準として、機械的に試算。



3 今後の主な取組

① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

- 個別施設計画に基づき、施設の現状を踏まえたうえで施設の長寿命化を推進
- 関係法令や施設のマニュアル等に基づき、点検・診断等を定期的・日常的に実施
- 施設維持管理委託業務に係る複数施設の一括発注などにより、効率的・効果的な維持管理を推進
- インフラ資産は、長寿命化計画に基づく予防保全の取組みを推進するとともに、維持管理に関する最新技術を積極的に活用

② 県有財産の有効活用

- 未利用財産や庁舎等（一般財産）の空きスペース等の貸付などの推進を図るため、新たな手法を検討

③ 県有財産の総量縮小

- 利活用の見込みのない県有地は積極的な売却を推進
- 老朽化等により利用見込みのない建物の解体促進
- 〔インフラ・公営企業資産については、計画的な予防保全により、機能を維持向上〕

重点検討項目

- 基本方針の取組みを実効性のあるものにしていくために、一般財産について「県有財産総合管理推進本部」の場を活用し、特に下記の項目について、重点的に検討を進める。
- ①施設の状況に応じた長寿命化対策工事等の計画的な実施
- ②売却困難地について、貸付け等の利活用促進手法
- ③安全対策の視点も含めた、利活用が終了した建物の計画的な解体